

○奈良県警察職員分限取扱規程（平成10年1月9日本部訓令第3号）

[沿革] 平成15年6月本部訓令第11号、17年3月第11号、24年3月第7号改正

（目的）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び職員の分限に関する条例（昭和26年8月奈良県条例第46号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、奈良県警察職員の分限の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において「職員」とは、奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する奈良県警察の職員（条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）をいう。

2 この訓令において「所属長」とは、奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）第38号第1項に規定する課長、隊長及び所長並びに同規則第45条第1項に規定する学校長並びに同規則第46条に規定する警察署長をいう。

（分限審査委員会の設置と組織）

第3条 職員の分限に関する手続の公正を期するため、奈良県警察本部（以下「本部」という。）に分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は本部長を、委員は本部の各部長、首席監察官及び警務部警務課長（以下「警務課長」という。）をもって充てる。

3 委員長は会議を主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（委員会の書記）

第4条 委員会に書記を置く。

2 書記は、警務部警務課に勤務する職員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて庶務に従事する。

（所属長の申立て）

第5条 所属長は、所属の職員が法第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号の規定（次条において「分限対象事由」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

2 所属長は、前項に定める調査を行った場合において、当該職員を分限手続に付する必要があると認めるときは、分限処分に関する申立書（様式第1号）に、その事実を

認定するに足りる資料（当該事実が法第28条第1項第2号又は同条第2項第1号の規定に該当すると認めるときは、本部長の指定する医師2名の診断書その他事実を認定するに足りる資料とする。）を添えて本部長に分限処分の申立てをしなければならない。

（警務課長等の責務）

第6条 警務課長は、職員が分限対象事由のいずれかに該当すると認めるとき又は次項の規定による通報があったときは、当該職員の所属長と連携の上で、直ちに事実関係を調査し、当該職員を分限手続に付する必要があると認めるときは、前条第2項の例により本部長に分限処分の申立てをすることができる。

2 首席監察官は、職員が分限対象事由のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を警務課長に通報しなければならない。

（審査命令）

第7条 本部長は、第5条第2項又は第6条第1項の規定により、分限処分の申立てを受けたときは、必要な調査を行い、資料を添えて委員会に審査を命ずるものとする。

（勤務に関する指示）

第8条 本部長は、分限処分の申立てを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の審査が終了するまでの間、分限処分に付すべき旨を申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）の勤務に関し所要の指示を行い、又は被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品及び貸与品の仮返納を命ずることができる。

2 前項の処置をした後において、その必要がなくなったときは、直ちに勤務上の指示を解除し、又は支給品及び貸与品を交付するものとする。

（審査の通知）

第9条 委員長は、第7条の規定により委員会に審査を命ぜられたときは、被申立者に分限審査通知書（様式第2号）により通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合はこの限りでない。

（委員会の審査）

第10条 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合は、被申立者その他関係者の出席を求めて口頭審査を行うことができる。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の審査は非公開とする。

(除斥)

第11条 委員長及び委員は、自己又はその親族に係る事案の審査に参加できない。

(口頭審査の手続)

第12条 被申立者は、口頭審査を要求しようとするときは、所属長を通じて委員会に口頭審査要求書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 被申立者が分限審査通知書の受領を拒んだとき又は分限審査通知書を受け取った日から5日以内に前項に定める手続をしないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。

3 委員長は、被申立者が口頭審査を要求したときは、所属長を通じて被申立者に対し、速やかに審査の期日及び場所を口頭審査通知書(様式第4号)により通知しなければならない。この場合において、審査の期日は、被申立者が所属長に口頭審査要求書を提出した日から7日以後の日とする。

4 委員長は、分限処分を申し立てた側の証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。

5 被申立者は、委員会の審査期日の3日前までに、委員長に対し要求書(様式第5号)により、被申立者の側の証人の呼出し又は自己の分限に関する証拠の審査を要求することができる。

6 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者側の証拠を審査するとともに、必要と認めるときは証人を呼び出すものとする。

(審査結果の答申)

第13条 委員会は、審査の結果を答申書(様式第6号)により本部長に答申するものとする。

(分限処分の手続)

第14条 本部長は、委員会の答申結果を受けて分限処分を行うときは、被申立者に対し所属長を通じて分限処分書(様式第7号)及び処分説明書(様式第8号)を交付しなければならない。

2 前項に定める文書の交付に際しては、受領書(様式第9号)を徴するものとする。

3 第1項に定める文書の交付に際し、当該職員の所在を知ることができないときは、その文書を当該職員の家族に交付するとともに、公示文(様式第10号)を奈良県公報に登載して公示し、公示の日から2週間を経過したときにその文書の交付があったものとみなす。

(復職等の申立て)

第15条 休職を命ぜられた職員が次の各号のいずれかに該当する場合の申立てについて

は、第5条及び第6条の規定を準用する。

- (1) 条例第7条の規定により、復職を命ずる必要のあるとき。
- (2) 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合の休職において、当該刑事事件が裁判所に係属しなくなったとき。
- (3) 休職の期間を延長する必要のあるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成10年1月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に法第28条第2項第1号の規定により休職を命ぜられている者は、この訓令の規定に基づき分限処分を受けた者とみなす。

(奈良県警察健康管理規程の一部改正)

- 3 奈良県警察健康管理規程（平成4年12月奈良県警察本部訓令第30号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 （平成15年6月6日本部訓令第11号）

この訓令は、平成15年6月6日から施行する。

附 則 （平成17年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月26日本部訓令第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

|                    |    |      |    |    |                |
|--------------------|----|------|----|----|----------------|
| 年 月 日              |    |      |    |    |                |
| 分限処分に関する申立書        |    |      |    |    |                |
| 奈良県警察本部長 殿         |    |      |    |    |                |
| 所属 職 氏 名 ㊦         |    |      |    |    |                |
| 被申立者               | 所属 | 階級   | 氏名 | 年齢 | 採用年月日<br>年 月 日 |
| 分限種別<br>適用条文       | 種別 | 適用条文 |    |    |                |
| 申立事実               |    |      |    |    |                |
| 参考事項<br>及び処分<br>意見 |    |      |    |    |                |
| 添付資料               |    |      |    |    |                |

様式第 2 号（第 9 条、第12条関係）

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
|   | 年   | 月 | 日 |
| 分 限 審 査 通 知 書   |   |   |   |
| 殿   | 奈良県警察分限審査委員会委員長   |   |   |
|   | 氏   | 名 | Ⓜ |
| あなたの次の事実について、当委員会に審査を命ぜられたので、奈良県警察職員分限取扱規程第 9 条の規定により通知します。 |   |   |   |
| 事実の概要   |   |   |   |
| -----   |   |   |   |
| 注   | 当委員会に口頭審査を要求する場合は、速やかに所属長を通じて口頭審査要求書を提出してください。この通知書を受け取った日から 5 日以内に提出がない場合は、口頭審査を要求しないものとみなします。 |   |   |

様式第 3 号（第12条関係）

|   |    |   |     |
|---|----|---|-----|
|   | 年  | 月 | 日   |
| 口 頭 審 査 要 求 書                                 |    |   |     |
| 奈良県警察分限審査委員会委員長 殿                             |    |   |     |
|   | 所属 |   |     |
|   | 官職 | 氏 | 名 Ⓜ |
| 私の分限について、分限審査委員会の審査は、口頭審査によって行われるよう<br>要求します。 |    |   |     |

様式第4号（第12条関係）

|  |                 |   |          |
|--|-----------------|---|----------|
|  | 年               | 月 | 日        |
| 口 頭 審 査 通 知 書                              |                 |   |          |
| 殿  | 奈良県警察分限審査委員会委員長 |   |          |
|  | 氏               | 名 | Ⓜ        |
| あなたの分限審査に当たり、次のとおり口頭審査を開くこととしたので、出席してください。 |                 |   |          |
| 記  |                 |   |          |
| 1  | 審査の期日           |   |          |
|  | 年               | 月 | 日（曜日）午時分 |
| 2  | 審査の場所           |   |          |
| 注 相当の理由なく出席しないときは、欠席のまま審査を行います。            |                 |   |          |

様式第5号（第12条関係）

|                               |         |   |     |
|-------------------------------|---------|---|-----|
|                               | 年       | 月 | 日   |
| 要 求 書                         |         |   |     |
| 奈良県警察分限審査委員会委員長 殿             |         |   |     |
|                               | 所属      |   |     |
|                               | 官職      | 氏 | 名 Ⓜ |
| 私の分限処分に係る審査について、次の証人を呼び出されたい。 |         |   |     |
| また、次の証拠について審査されたい。            |         |   |     |
| 記                             |         |   |     |
| 1                             | 証人の住所氏名 |   |     |
| 2                             | 証拠      |   |     |

様式第 6 号（第13条関係）

|                                       |
|---------------------------------------|
| 年 月 日                                 |
| 答 申 書                                 |
| 奈良県警察本部長 殿                            |
| 奈良県警察分限審査委員会<br>委員長 氏 名 ㊟             |
| 〇〇に係る分限につき審査の結果、下記のとおり決定したのでこれを答申します。 |
| 記                                     |
| （分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を記載する。）      |
| 委員長 氏 名 ㊟                             |
| 委 員 氏 名 ㊟                             |
| 委 員 氏 名 ㊟                             |
| 委 員 氏 名 ㊟                             |
| 委 員 氏 名 ㊟                             |
| 委 員 氏 名 ㊟                             |

様式第 7 号（第14条関係）

分 限 処 分 書

|               |      |
|---------------|------|
| (氏名)          | (官職) |
| (処分の内容)       |      |
| 年 月 日<br>任命権者 |      |



様式第 8 号（第14条関係）

処 分 説 明 書

|  |                   |      |      |
|--|-------------------|------|------|
| 処分者  | 奈良県警察本部長<br>氏 名 ㊦ |      |      |
| 被処分者   | (所属)              | (階級) | (氏名) |
| 処分月日   | 年 月 日             | 処分種別 |      |
| 処分事由   |                   |      |      |
| <p>(教示事項)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、奈良県人事委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 上記1の審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> |                   |      |      |

様式第9号（第14条関係）

受 領 書

次の書面を受領しました。

※ 書面の名称を記載する。

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

受領者 氏 名 ㊟

様式第10号（第14条関係）

奈良県警察本部告示第 号

階 級 氏 名

上記の者に対する分限処分書及び処分説明書は、本人の所在が不明のため交付することができないので、奈良県警察職員分限取扱規程第13条第3項の規定に基づき、分限処分の内容を次のとおり公示する。

年 月 日

奈良県警察本部長 氏 名

記

※ 処分内容を記載する。